

豊田市農業委員会議事録

令和8年5月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和8年5月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎東大会議室3に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第31号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第33号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第34号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 議案第35号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 議案第36号 最適化活動の点検・評価について

<報告事項>

- 非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

1 番	鈴木	喜一郎
3 番	中川	豊
4 番	中根	敏明
5 番	深津	峰男
6 番	近藤	和人
7 番	杉浦	俊雄
8 番	石川	文志
9 番	梅村	逸次
10 番	水嶋	広
11 番	水野	省治
12 番	伊藤	喜代司
14 番	中島	匡代
15 番	加知	満
16 番	伊藤	政和
17 番	倉地	雅博
18 番	林	如実
19 番	杉田	雅子

<欠席委員> (2 名)

2 番	築山	正樹
13 番	梅村	貢司

<説明員>

農業委員会事務局

事務局長	尾形	洋
副主幹	中根	紘子
担当長	杉本	一浩
主 査	佐藤	伸宏
主 査	井上	貴道
主 査	小川	宗高
主 事	長谷川	賢斗
書 記	藤田	仁菜

農政企画課

主 査	佐藤	伸宏	(兼)農業委員会事務局
-----	----	----	-------------

(開会 午後2時00分)

事務局 豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局 本日の欠席委員は、2番築山正樹委員、13番梅村貢司委員、以上、2名です。半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長 ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。18番林如実委員、19番杉田雅子委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

議長 本日の提出議案は、議案第28号から第36号までの審議案件9件と、その他の報告案件5件です。それでは、順次議題を上程させていただきます。

議長 令和8年議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和8年議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

41 番野見町の件、担当推進委員の成田（信）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

42 番若林東町の件、担当推進委員の原田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

43 番御船町の件、担当推進委員の山内委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

44 番東広瀬町の件、担当推進委員の三宅委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

45 番大ケ蔵連町の件、担当推進委員の永江委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

46 番日面町の件、担当推進委員の福井委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

47 番浅谷町の件、担当推進委員の朝倉委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 28 号で上程されました 7 件について、賛成の委員は、挙手をお願い
します。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 28 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、事
務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、立
地基準・許可基準について述べさせていただきます。

6 番高岡本町の件、自己用住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、街区に
占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、
第 3 種農地につき許可できる。に該当します。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員 はい、特に異議ありません。

事務局 ありがとうございます。なお、一般基準については、問題ない旨を既に確
認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 29 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願い
します。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 29 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事
務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、立
地基準・許可基準について述べさせていただきます。

事務局 66 番長興寺の件、自己用住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、水管、

下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で、おおむね５００メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

６７番丸山町の件、駐車場です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成２１年１２月に相続を受けた後、駐車場として賃借していたため始末書が提出されています。

続きまして、

６８番高崎町の件、資材置場・駐車場です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。続きまして、

６９番田代町の件、分家住宅です。第２種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね１０ha未満の一団の農地内にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 はい、４件とも問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

７０番室町の件、駐車場です。第２種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね１０ha未満の一団の農地内にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、昭和６３年６月より共同住宅の駐車場として利用していたため始末書が提出されています。

続きまして、

７１番広川町の件、資材置場・駐車場です。第２種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね１０ha未満の一団の農地内にある農地で

す。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成7年から資材置場・駐車場として賃借していたため始末書が提出されています。

本件につきましては担当の築山委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局 72 番畝部東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

中川委員、お願いします。

中川委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

73 番竜神町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

近藤委員、お願いします。

近藤委員 はい、問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

74 番本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

75 番西岡町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の一団の農地内にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、3年程度前から碎石を敷き、自宅への進入路として利用していたため始末書が提出されています。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員 特に異議ありません。

事務局 ありがとうございます。

76 番駒場町の件、自動車教習コースです。第2種農地です。判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

77 番駒場町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、令和8年3月16日から3月21日の間に許可を得る前に整地工事に着手していたため始末書が提出されています。

石川委員、お願いします。

石川委員 はい、2件とも問題ございません。

事務局 78 番亀首町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

梅村逸次委員、お願いします。

梅村(逸)委員 異議ありません。

事務局 79 番広幡町の件、庭です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

80 番貝津町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に駅がある区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 両案件とも問題ありません。

事務局 81 番野口町の件、残土処分場です。一時転用です。農用地区域農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。

水野委員、お願いします。

水野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

82 番岩倉町の件、残土処分場です。一時転用です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。

伊藤喜代司委員、お願いします。

伊藤(喜)委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

83 番藤岡飯野町の件、駐車場です。一時転用です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。本件につきましては担当の梅村貢司委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第30号で上程されました18件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和8年議案第31号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和8年議案第31号農地法第5条事業計画変更申請承認について、4番岩倉町の件、変更内容は事業区域です。

本件は、令和8年1月30日付で第5条の転用許可を得ました。

当初計画地内南側を法面での仕上げで計画していましたが、平場に整備する計画へと変更するため、隣接地である申請地を追加するものです。

また、境界の再精査を行い、既存敷地の事業区域も拡大します。
なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

伊藤喜代司委員をお願いします。

伊藤(喜)委員 はい、特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 31 号で上程されました審議案件 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 31 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 32 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 32 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」
3 番平井町の件、担当推進委員の木村委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 32 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 32 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 33 号「特定農地貸付けの承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 33 号「特定農地貸付けの承認について」、特定農地貸付け
に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）の規程に
基づく特定農地貸付けについて、同法第 3 条第 1 項の規程に基づき、別紙

のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ち、特定農地貸付の概要について説明させていただきます。配布資料をご覧ください。1 ページから 5 ページは今回の申請者より提出のあった「井上ピースクラフト農園」の写し、6 枚目以降は農水省「市民農園をはじめよう」というパンフレットの写しとなっております。

まず、市民農園の開設について説明します。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農園の事です。

市民農園の開設は法律により、2 つの方法がありますが、今回の案件は、特定農地貸付法による開設です。

続いて、手続きに関する説明になります。配布資料 7 ページをご覧ください。今回は、3 農地を借りて開設する者に該当します。フロー図をご覧ください。開設者は「貸付規定」を作成し、農業委員会の承認を得る必要があります。今回の審議は、この承認に関するものです。なお、3 農地を借りて開設する者に関するフロー図中の地方公共団体の箇所においては、法律改正により、農地中間管理機構に一本化されています。

今回の案件について、具体的に説明します。

場所は別紙のとおり、井上町地内の農地 1 筆で、面積は 5646 平方メートルです。土地利用計画としては、31 区画の貸出農地になります。

1 ページの「貸付規程」をご覧ください。審査内容としては次に掲げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。貸付主体、貸付農地、貸付条件、募集の方法、管理運営方法、貸付契約の解除、貸付農地の返還についてなどですが、必要な項目は全て記載されていることを事務局で確認しました。事前に、地区担当推進委員の山内委員に、開設者への聞き取り、農地の現地確認を行っていただいております。山内委員からは、承認について問題ない旨ご意見を頂戴しております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 33 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第 33 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 34 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和 8 年 7 月 1 日から貸借が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。12-1 ページ、議案第 34 号資料①は利用権設定の総括表です。12-2 ページから 12-3 ページ、議案第 34 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、12-1 ページ、議案第 34 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 8 年 7 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、32 筆、34,416 m²の利用権を設定するものです。以上です。

議長 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 34 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 34 号は「意見なし」として答申します。

議長 令和 8 年議案第 35 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 34 号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、議案第 35 号は地域計画区域外の利用権設定です。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、地域計画外で令和 8 年 7 月 1 日から貸借が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。13-1 ページ、議案第 35 号資料①は利用権設定の総括表です。13-2 ページ、議案第 35 号資料②は 1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、13-1 ページ、議案第 35 号資料①利用権設定の総括表でご説明

させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和8年7月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、13筆、5,478㎡の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第35号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第35号は「承認決定」されました。

議長

令和8年議案第36号「最適化活動の点検・評価について」、事務局の説明を求めます。

事務局

令和8年議案第36号「最適化活動の点検・評価について」令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長通知及び同年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき策定した以下の点検・評価について、意見を求めます。

意見を求める点検・評価は、議案書に記載のとおり、「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」の2つです。

まず、1つ目の「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について説明します。14-1ページをご覧ください。この資料は、推進委員等から提出された日報および月報と令和7年度末の実績値を基に作成し地区ごとにまとめたものです。左から、成果目標の「①農地の集積」「②緑区分の遊休農地の解消」「③新規参入の促進」、及び「活動日数目標」について、それぞれ目標・実績・達成率・評価点を記載しています。評価点は、ガイドラインにおいて、各目標の達成率に応じて決められている点数が入っています。合計⑥の欄が、評価点の合計です。その右側「全体としての評語」は、ガイドラインにおいて、評価点の合計点数に応じて決められている評語が入っています。評価点及び評語の評価基準につきましては、14-3ページ1の(1)(2)に掲載しています。

次に、2つ目の「令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」について説明します。14-2ページを御覧ください。こちらは、農業委員会全体の最適化活動についてまとめたものになります。左から、成果目標の

「(1) 農地の集積」「(2) 遊休農地の解消等」「(3) 新規参入の促進」、そして、活動目標の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数」「(2) 活動強化月間」「(3) 新規参入相談会への参加」について、それぞれの目標及び実績値と最後に点検・評価結果が入っています。様式上、達成率及び評価点の記載はありませんが、先ほどの「推進委員等の点検・評価」と同様に、ガイドラインにおいて、各目標の達成率に応じた評価点数及びその合計点による点検・評価結果(評語)が決められています。評価点及び評語の評価基準につきましては、14-4ページ2の(1)(2)に記載のとおりであり、それに照らすと、令和7年度の豊田市農業委員会全体の評価点は、成果目標3点、活動目標2点の合計5点で、それに対する評語が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、説明内容について、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、質問も無いようですので、これから委員から意見を伺います。まず、1つ目の「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について、資料に記載されている地区ごとに、その地区の農業委員からご意見をいただきたいと思います。資料に記載されている地区の順に委員を指名しますので、ご発言をお願いします。

なお、本日、委員が欠席の地区については、あらかじめ委員から意見を伺っていますので、代わって事務局から意見を発表してもらいます。

2つ目の「令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」については、私が総括して意見を述べさせていただきます。

では、豊田地区の点検・評価について、鈴木委員のご意見を伺います。

鈴木委員

豊田地区は、目標地図のブラッシュアップを中心に活動し、活動日数は、令和6年度と比較してほぼ同じであり、目標の10日の半分という結果だった。しかしながら、地域計画策定時は担い手への集積率は66.1%であったものが、現状70.8%まで上昇した。令和8年度は、目標地図の実現及びブラッシュアップに向けた効果的な活動に取り組み、活動日数の増加を図っていきたい。

議長

ありがとうございます。次に、高橋地区の点検・評価について、築山委員は欠席のため、事務局より発表をお願いします。

事務局 担当の築山委員がご欠席のため、事務局が代わりに発表いたします。この地区では特に離農される方が多くございます。この傾向は豊田市全体といえるかもしれませんが、高齢化と獣害のためです。特に獣害対策は重要で、行政を含む対策を打つ必要性を思います。補助金などの活用を図り、地域全体で考えていきたいと思います。

議長 ありがとうございます。次に、上郷地区の点検・評価について、深津委員のご意見を伺います。

深津委員 上郷地区の平均活動日数は4.7日で、令和6年度の5.4日と比較して0.7日減少する結果となった。毎月開催している定例会議で情報共有を行っているが、活動日数の目標である10日を下回る結果となった。未達成の理由としては、令和7年度は目標地図のブラッシュアップが活動の中心であったが、上郷地区は地域計画の担い手への集積率が80%を超えており、また、遊休農地も少ない地域であることから、目標日数が達成できなかったと思う。令和8年度の目標達成に向けて、引き続き担い手への農地集積・集約を図り、農業の効率化を進める。活動日数の10日に向けて、目標地図のブラッシュアップの活動、毎月の定例会議を開催し、推進委員全体で活動内容を共有して、活動日数の目標を達成したいと考えている。

議長 ありがとうございます。次に、高岡地区の点検・評価について、近藤委員のご意見を伺います。

近藤委員 高岡地区の平均活動日数は8.2日で、令和6年度と比較して2.1日増加した。自主的な地区農業委員会の開催など、多忙な中にも関わらず活動に励んでくれた結果だと思うが、目標の10日は達成できなかった。目標地図による担い手への集積率は現状79%と高い地域であり、更なる集積は難しいエリアだが、今後も自主的な地区農業委員会の開催を継続し、少しずつでも進めていきたい。

議長 ありがとうございます。次に、猿投地区の点検・評価について、梅村逸次委員のご意見を伺います。

梅村(逸)委員 猿投地区の平均活動日数は約9.3日で目標未達成ではあるが、令和6年度と比較して増加した。これは、目標地図のブラッシュアップを中心に、推進委員全員が精力的に活動に取り組んだ結果と受け止めている。また、新規参入に積極的に取り組んでくれた推進委員もあり、この取り組みが集積率の向上に繋がると期待している。一方で、新規発生緑区分の農地が増えているため、目標地図のブラッシュアップが必要だと強く感じている。令和8年度は、目標地図のブラッシュアップを中心に取り組み、活動日数の目標達成を目指しつつ、その他の成果に繋がっていけば良いと考えている。

議長 ありがとうございます。次に、保見地区の点検・評価について、水嶋委員のご意見を伺います。

水嶋委員 保見地区は、活動日数が令和6年度から減少し、目標日数にはほど遠い結果となった。他地区に先んじて目標地図を作成したこともあり、早い段階で活動が進んだこともあるが、この結果は目標地図の担い手への集積率にほとんど変化がなかったことに繋がっているのかもしれないと考えている。令和8年度は、目標地図のブラッシュアップの活動に力を入れ、目標地図の精度向上を目指すとともに、活動日数の増加を図っていきたい。

議長 ありがとうございます。次に、石野地区の点検・評価について、水野委員のご意見を伺います。

水野委員 石野地区の活動日数は10.7日で目標を達成することができた。また、農地の集積、新規緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進は目標を達成できていない。このため、令和8年度は、農地パトロールを行いながら、遊休農地の解消、目標地図の意向不明農地の意向把握に取り組んでいく。

議長 ありがとうございます。次に、松平地区の点検・評価について、伊藤喜代司委員のご意見を伺います。

伊藤(喜)委員 松平地区の平均活動日数は7.9日で、令和6年度の日数と比較して若干増えたものの目標を達成することができなかった。集積率は、令和6年度と比較して若干ではあるが増加した。ただ、松平地区は担い手が大変少ない地域のため、現状維持すら困難な実態がある。そうした中で、令和8年度は目標地図のブラッシュアップにも繋がるような活動を通して、活動日数の増加に繋げていきたい。

議長 ありがとうございます。次に、藤岡地区の点検・評価について、中島委員のご意見を伺います。

中島委員 藤岡地区の平均活動日数は5.5日で、令和6年度から1日ほど減少した。令和7年度は目標地図のブラッシュアップが活動の中心だったが、北部の担い手がいないため、農地の集積は困難な状況が続いている。また、遊休農地が令和6年度から増えており、引き続き、推進委員と農業委員で連携しながら遊休農地の解消と担い手の確保に努めていきたい。

議長 ありがとうございます。次に、小原地区の点検・評価について、加知委員のご意見を伺います。

加知委員 小原地区の平均活動日数は8.2日で、令和6年度から0.5日ほど増加させることができた。令和7年度は目標地図のブラッシュアップを中心に活動し、農家の意向把握の結果を目標地図の区域変更に反映させることができた。また、新規参入の促進も継続的に行った結果、活動日数の増加に繋がったと評価している。緑区分の遊休農地の新規発生は、令和6年度と

比較して減少はしたが、依然多い地域である。令和８年度は、農家の意向把握を積極的に行い、目標地図のブラッシュアップに取り組んでいきたいと考えている。また、活動日数の増加に向けても努力していきたい。

議長 ありがとうございます。次に、足助地区の点検・評価について、伊藤政和委員のご意見を伺います。

伊藤（政）委員 足助地区においては、推進委員全員が積極的に活動してくれたことにより、全体的に成果・実績に繋がったように思う。集積率も令和６年度と比較してわずかではあるが増加した。平均活動日数は９．４日で、目標である１０日を達成することができなかったが、一生懸命取り組んでいただいたと思う。新規の緑区分の遊休農地が他の地区に比べても非常に多くなっているため、令和８年度は、引き続き自作困難となってきた人に担い手や法人等を紹介していくことに力を入れて、目標地図のブラッシュアップにつなげていきたいと考えている。

議長 ありがとうございます。次に、下山地区の点検・評価について、倉知委員のご意見を伺います。

倉知委員 下山地区は、平均活動日数の目標１０日に対して１０．３日で、目標に対して期待どおりの成果を挙げることができた。３人の推進委員の作業量の平準化も考えながら進めており、こういった取組も成果につながったかと思う。令和８年度は、引き続き地域計画のブラッシュアップを進めていくが、下山地区は担い手不足が非常に深刻なため、それに対して地域営農協議会を主とした「下山の農業を考える会」を立ち上げ、担い手の方にも加わってもらい、話し合いを進めていく。既に４回程開催している。担い手の意見を聞きながら、こういった方向性にもっていけばよいかを協議していく予定で、現在作っているアンケートの結果が６月末にはまとまる見込みであり、この結果を受けて具体的な動きをとっていく。

議長 ありがとうございます。次に、旭地区の点検・評価について、林委員のご意見を伺います。

林委員 旭地区の平均活動日数は７．８日で、令和６年度と同様であった。農家の意向把握を積極的に行った結果、目標地図の区域を追加するなど目標地図のブラッシュアップに繋がったと思う。令和７年度は、積極的な地域の活動もあり、農事組合法人への集積が進み、農地集積の達成率が９０％に近い結果を得ることができた。令和８年度も引き続き農地パトロールに力を入れ、農家の意向を把握し、目標地図のブラッシュアップを中心に活動することで精度向上を目指したい。

議長 ありがとうございます。次に、稲武地区の点検・評価について、杉田委員のご意見を伺います。

杉田委員 稲武地区の平均活動日数は5.5日で、目標には達しなかったが、令和6年度と比較して増加した。これは、農家や地域の意向把握により目標地図の区域の追加など精度向上に繋がる活動を積極的に行った結果であると評価している。農地の集積が目標値を上回って達成率122%となったことは、推進委員の積極的な活動が実を結んだものと評価している。令和8年度も同様の活動を継続し、目標地図の精度向上を目指していきたい。

議長 ありがとうございます。最後に、農業委員会全体の点検・評価について私から意見を述べさせていただきます。令和7年度は、地域計画の実現のため、目標地図のブラッシュアップに取り組んできました。目標地図は令和6年度に完成し、始まった取組であり、地区農業委員会を中心に皆が試行錯誤しながらの活動となりました。地域によって特性があり、決まった進め方ができないにも関わらず、手探りや努力や工夫をして取り組んでいただいたものと感謝しています。ただ、最適化業務に関しては、平坦地と中山間地で取り組んでいただく内容が大きく異なることから、活動日数の目標である月10日を地区農業委員会をお願いしてきましたが、月平均5.8日と、達成できていない結果となっています。農地パトロールひとつをとっても、中山間地では何日もかけて見回りをしなければならないのに対して、平坦地はそこまで時間をかけなくても一回りできてしまう、そのような差ができてしまっているのではないかと感じています。月10日の目標がある以上、令和8年度はしっかりと目標意識を持ち、やるべきことを行っていただくようにしたいと思います。また、全体での活動について申し上げますと、活動強化月間として、10月に「農地パトロール」、12月に「新規緑判定農地所有者への戸別訪問」、2月に「再生困難農地調査」を実施し、効果的な活動とすることができました。新規参入相談会への参加については、6月に愛知県主催の新規就農説明会に、豊田地区の推進委員に参加していただいています。一方で、成果目標については、令和6年度に比べ農地の集積率が0.3%上昇しましたが、遊休農地の解消、新規参入の促進は、いずれも令和6年度の実績を下回る結果となってしまいました。農業委員会全体の評価としては「期待どおりの結果が得られた」となっていますが、最適化交付金の額は満足のいく額を交付してもらうことができなかったため、令和8年度は委員改選もありますが、しっかりと取り組んでいく必要があると思います。今後も目標地図のブラッシュアップが活動の中心となることは明確であり、精度が高い目標地図になるよう活動していくことが重要と考えていますので、一層積極的に取り組んでいきたいと思っています。

議長 議案第36号で上程されました件について、採決をいたします。

ただいま、各委員からいただきました意見を、「農業委員会の意見とする」ことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。よって、議案第 36 号は、「承認決定」されました。

議長 報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 15 ページ、15- 1 及び 15- 2 ページをご覧ください。

報告、「非農地判断について」、です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 16 ページをご覧ください。報告、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理書について」、16 番駒場町の案件から、17 番竹元町の案件までの 2 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 17 ページをご覧ください。報告、「農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について」、5 番矢並町の案件、1 件について、2 アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 18 ページをご覧ください。報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」、25 番小坂本町の進入路の案件から、20 ページをご覧ください。36 番西岡町の庭までの 12 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 21 ページをご覧ください。報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」、41 番小坂本町の自己用住宅の案件から 25 ページをご覧ください。57 番田中町の分譲住宅の案件までの 17 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。以上です。

議長 これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後 2 時 52 分）